住民投票制度に関する有識者懇談会 傍聴者アンケート 第2回実施分(令和5年8月4日開催) 自由記載欄 【傍聴者41名】

○ 今回の懇談会で印象に残った、または興味のある議論や課題がありましたら記入してください。

- ・ 今年度の論点整理を経て、武蔵野市に常設型の住民投票制度ができること、その実施に向けてどのようなタイムスケジュールになるのか、関心があります。
- ・ 全体的に各委員から多面的な意見があり、慎重な視点もありながら各自の主観も発言していたので、良い議論だったと思います。自治基本条例 19 条をどう解釈するか? → 住民投票制度の目的「アジェンダの設定」「自治の象徴」というキーワードが良い。「市民自治の拡充」というならば、「市民」の範囲をどう考えるか、「自治」の範囲をどう考えるか、言い換えれば投票資格者と投票対象事項の論点とも関連する。
- ・ 「自治基本条例」は一体、何を目的としているのか?
- 憲法の地方自治法との関係
- 代表民主制なら補完。修正はあり得ない。
- 使われない制度を設計していく意味?
- ・ 今回は住民投票結果の尊重の論点が多かった。議題の対象の範囲、投票権者をどう規定するか (外国人は除くべきと思う)が話されなかった。この条例の重要な点はここにあると思います。
- ・ 座長が課題を投げかけても、委員の皆さんがその課題に関して、果たして的確な議論ができていたか疑問。制度の目的、代表機関の関与については、再度、論点整理をしていただきたい。
- 事務局作成の資料がよく整理されていた。
- ・ 住民投票の結果が尊重されなかった場合、その後の説明に意味がある。(願わくば尊重して欲しい)
- ・ 議論の出発点が間違っている。 賛成/反対の両論議論が必要。
- 懇談会のメンバーに偏りがありすぎる。住民投票制度に慎重派との議論が必要である。
- ・ 市民提起の問題であれば、"陳情" "請願" 公的制度があるので、充分ではないか。悪用する可能 性がある。投票資格は厳格に。陳情/請願は公的制度です!
- 人権侵害となる住民投票はあってはならないとの発言に同感。重要な指摘。
- ・ そもそも国からの自治体の独立論と基づいた、分断を招きかねない自治基本条例なので、日本人の国民性にも合わないので、とても無駄な議論に有識者の方々がなんとか必要性を見出そうと頑張っているように見える。この住民投票条例により、国、自治体、そして市民間の分断を招く危機感に目を向けてほしい。
- 成立要件についても時間を割いてほしい。
- ・ 多くの傍聴者の眼を意識したのか、1回目で事実無根の発言をした委員も含め、有識者たちは慎重に議論していたように思われます。具体的な制度設計に関する議論になった段階で、本性が露呈するのかもしれませんが。

個人的には、委員による「住民」および「自治」の定義を巡る問題提起が興味深かったのですが、他の委員の関心を惹かなかったのか、意図的にスルーされたのか、議論が深まらなかったのが残念です。これは、国家主権や参政権と関わる原理的な問題と思われるのですが。

今回、議会がアジェンダを設定しない場合、住民がイニシアティブの形でアジェンダを突き付けるということが住民投票で可能となる、という趣旨の議論があったけれども、本市の場合、議会は陳情という形で住民からのアジェンダ提起を幅広く受け入れている。この基本的事実を踏まえないと、住民投票制度の制度設計は歪んだものとなりかねない。

- ・ 資料1.5ページにある常設型住民投票が実施必須型とその他に分けられましたが、実施必須型ではない常設型があり得るのですか? 1回の資料には常設型は実施必須型と明確に説明されていました。ここは重要なポイントですから、丁寧な説明をお願いします。実施必須型を求める理由には住民発議による自治法74条1項による個別型ではその9割が議会で否決されて実施されない現状があるからです。
- ・ 住民投票の意義で、市民主権に基づく、自治の主体に絡んで投票資格が大きな論点になる、との 意見が出されましたが、市民とは有識者という意味でしょうか? 私は条例は有識者が選んだ議 会が制定することから、結局のところ主権者の決定と考えられるので、市民主権の一つの具体化 と考えられる、と考えています。
- ・ いざという時に使う伝家の宝刀なのか、良く使われる制度とするべきなのかという議論についてです。伝家の宝刀なら厳しくという意見は疑義ありです。住民投票を発議するのはそもそもとても大変な事です。色々な意見表明の仕組みがありますから、普通はその方法を取るでしょう。住民投票の発議、実施はそれは大変な事です。それでも住民投票を発議しようとするのは、大きな問題であり、二元代表の市長や市議会が一緒になって住民意見を聞かない、という例外的状況下と予想されます。だからこそ、抜けない宝刀であってはならないと思います。厳しいは程度問題ですが、旧市案は再考されるべきです。
- 投票対象事項について、市長の恣意的判断を排除する仕組みについて、検討いただきたいです。
- ・ 尊重の意味についての議論は拝聴しました。投票結果の開示の有無により議会の裁量の幅が違うとの意見は消化不良です。
- ・ 自治基本条例 19 条 3 項の「結果を尊重する」の文言の受け止めに関し、憲法学専門の委員からの問いかけに対し「尊重するとの条文に従わず反対するのは相当厳しい。かなり強い拘束力が働く」と行政学専門の委員が発言されていた。各専門分野の知見に基づく意見は拝聴に値すると思う。 憲法学専門委員が自身の法的分野と異なる専門家の意見を聴く姿勢も好感を持てた。委員方には個人的な感想ではなく、有識者として専門分野の見識に基づく発言を期待しています。
- ・ 住民投票とは何なのか。有識者委員方にしっかり整理してほしい。国民発案の為のものなのか、 国民表決の為のものなのか、それ以外のものなのか。19条1項は国民表決と思われるが、19条2 項における市政における重要事項とは一体如何なる事を想定していて、如何なる形のものが請求 されると考えての条文なのか? ポジティブリストとして提示しないと誰にもわからない人騒が せな条例案となってしまうと思う。またその事を明示できないなら、そもそも何の為に住民投票 の議論を税金を使って行なっているのかさっぱりわからない間抜けな話になってしまうと思う。 よろしくお願いします。

- ・ 住民投票制度は、代表民主制の「補完」か「修正」かについては、代表民主制の「補完」であるとの意 見が殆どで代表民主制の「修正」との意見を言う委員はいなかった。
 - 資料1のP37の表の代表民主制の「補完」の欄に"住民参加諮問的(型)住民投票"と事務局が記載しているが意味がわからない。一体どのようなテーマのものをどのような形で住民に諮問するのか、次回資料においてわかりやすく記載していただきたい。
- ・ 住民投票制度の制度設計にあたり、市民の範囲と自治の範囲を考えようとの意見があったが至極 真っ当な意見であり、次回懇談会では曖昧にせずに整理していただきたい。

この市民とは、地方自治法第2編第2章にある「住民」のことであり最終的な決定権を有する者と考えられる。同法第2編第7章にある「執行機関」や同法同編第6章「議会」による二元代表制による本来の意思決定とは別に「住民」自身による自治が住民自治。その「住民」が代表民主制を補完し直接、政治的意思決定に関与するのが「住民」投票制度。憲法や地方自治法では国民表決や発案の投票資格者を国民のうちの公選法における有権者としている。

国際条約上の市民とは通常、締約国に帰属し国籍を有する主権者(国民)。

懇談会を拝聴する限りにおいては、住民投票制度は「代表民主制の補完」であることを前提に考えるとのご意見が各分野専門の委員とも大勢だった。代表民主制の補完であることを前提とした場合に、他国の国籍を有し帰属する外国籍の方を政治的意思決定の決定権者とするには、明確な論理建が必要。前回条例案のように稚拙な論理構成とならないよう次回の懇談会での深掘りを期待したい。

- ・ 住民投票条例を、頻繁に使われるものとして制定するのか滅多に使えないけどあるだけでも良い という存在するのか、という議論。
 - 正直、使えない条例を作るほど無駄なものはないわけで、そのことのために時間を割いているのかと思うと、有識者の方にとっても傍聴する市民にとっても、ムダな時間だと感じた。
- 印象に残った議論は、「自治基本条例に基づく住民投票制度の目的」の第1の論点のみです。
- ・ 事務局の側から、「市民自ら争点を設定し意思表明することについて、その機会保障をあらかじ め確実にしておくこと」という説明がなされたのに対し、委員のお一人から、レファレンダム (住民投票)とイニシアティヴ(直接発案)は、それぞれ異なる制度であることについて言及が ありました。

そこから議論が展開されるのかと思いきや、そうならなかったことで、私自身は、議論の進行に 不自然さと違和感を感じたまま、傍聴席での2時間を過ごすことになりました。 というのも、

- ・レファレンダムとイニシアティヴの2つの制度のそれぞれの制度目的についてのクリアな説明 がなされ、
- ・地方自治法の枠内で住民投票を可能にすることができる「直接請求の制度」は、前述の2つの 制度とは異なる特異な制度であることが正しく確認されたのちに、
- 1) 日本においては、なぜ、地方自治体における「常設型の住民投票」の創設というアイデアがもてはやされるのか
- 2) そして、なぜ、日本においては、今や多くの国々で導入されている、(「イニシアティヴ=直接発案」とは異なる) アジェダ・イニシアティヴの制度が提起されないのか

という点について議論がなされなければ、議会事務局の提出した「機会保証」論の有意性を、論 理的に検証したことにはならないからです。

第1の論点がほぼスルーされたことで、本委員会の審議が、最初から「結論ありきのアリバイ作り」過ぎないのではないかという疑念が強まるだけの2時間でした。

・ 今回の有識者懇談会の主たるテーマは、常設型住民投票制度の目的、端的に言えば「何故作らなければならないのか」にあり、それに密接に関連する問題として、投票結果の扱いと実施前の代表機関の関与が議論されたと理解しています。

そして、主たるテーマについて、事務局が準備したペーパーに、「現行制度において特定争点に関する意思表明の機会保障が不十分であることを踏まえ、市民自ら争点を設定し意思表明することについて、その機会保障をあらかじめ確実にしておくことにある」とあります。私は、これに全面的に賛成です(なお、余談ですが、今回事務局が準備された資料全体が極めて緻密で適切なものだったと思います。私は、改めて武蔵野市職員の知的レベルの高さとその熱心さに感銘を受けました)。この整理は、1990年代以降現に我が国で行われた住民投票(そのほとんどが直接請求を活用した個別型投票でしたが)に向けた取り組みの実情とその社会的影響の大きさを的確に説明するものになっていると思います。必要のないものであれば、このように取り組まれることはなかったわけですし、事務局の資料にもあるように、議会の拒絶により実施率が極めて低いことが、常設型住民投票制度を作る意義を明確に示しています。

これを受けて行われた委員の議論で、「伝家の宝刀でいいのか、頻繁に利用するものなのか」というものがありました。私は、アメリカでの住民投票制度が、どのような功罪をもっているのかを、詳細に承知していませんが、我が国や当武蔵野市の現状を考えれば、「頻繁に利用する」というイメージは持ち得ません。しかし、「伝家の宝刀」が、委員の発言にあったような「市民が最終的な決定権者であることを示すシンボル」に過ぎず、「制度さえあればいいので、使うことは予定していない」というものであってはならないと考えます。この議論は、住民による発議条件に直結しますが、次回以降の課題でしょうから、ここではこれ以上触れません。

「投票結果の取扱い」に関連して、委員から出された「木当に今の法制下では、投票結果に 法的拘束力を認めることはできないのだろうか」との疑問に発した座長の「代表機関が自ら 自身の権限の制限を行うことによる投票の法的拘束力を認めるということはありうるので はないか」との見解は、「制度の根幹に『尊重する』などというあいまいな概念を置きたくな い」という意見とも合わせ、大変興味深いものでした。ただ、これまで我が国の住民が、住 民投票を通じて世に問うてきた問題の重要な部分が、必ずしも当該自治体の権限の範囲内に あるものだけではなかったこと、それにもかかわらず、可視化された住民の意思により、社 会的な効果を上げてきたことを考えれば、私は、法的な効果に至らなくても、住民投票制度 を作ることによって住民意思表明の機会を獲得することは大きな意味があると考えていま す。また、委員から、市長に署名代表者証明書の交付権限により、「尊重義務」を課すことが 適切ではない少数者差別を住民投票の課題とすることは阻止できるとの発言がありました。 現にアメリカではそのような住民投票が行われてということなので、極めてセンシティブな 問題であることは承知していますが、それでも私は、市長に投票適格事項であるか否かの権限を与えるべきではないと考えています。これも次回以降十分論議いただけるようにお願いします。

○ その他、ご意見・ご感想などありましたら記入してください。

- ・ 常設型住民投票制度がまずはあることが肝要です。低空飛行をつづけるこの国の民主主義の 状況を将来的に変えうる突破口になると考えます。制度すらないのでは住民自治、主権在民 の実現は遠い夢の先でしょう。
- 頻繁に使う制度にするのか、めったに使わない制度にするのかという問いは、考え方の順序 が違うように思う。住民投票をすること自体を目的化しないのであって、議会や首長が民意 に沿わない場合の手段である。頻繁に使うから○○、めったに使わないから△△というロジックにはならない気がする。
 - 後半、座長ばかりしゃべっていたので、もう少しバランスよく発言が出るように采配してほしかった。
- ・ 市民の権利の範囲と自治権利の範囲を市民がきちんと理解すべき。市民の自由な意見を汲み 取るのは良いとしても、全ての議論の結果には責任が生じるハズ。昨今、我が我がの世の中、 その流れはX。市議会も市議もしっかりすべきと、市民の不安を具体的に説明すべきでしょ う。
- 基本的に、投票権者名簿の維持に金のかかる常設型より、議会も関与でき、問題が起きて判断する個別型のほうが、外国人や活動家市民が市政を混乱させないので良い形であろう。議会の上に制度を作っては危険。自治基本条例がなくても地方自治をやっている自治体が多数であるので、自治基本条例を最高法規と考えることは誤りであろう。むしろ広い意味での方針程度であろう。
- ・ これだけ反対の多い条例です。オンライン配信しない松下市政への不信感がつのりました。 なぜ1人でも多くの市民にこの議論を聞いてもらおうとしないのか、理解に苦しみます。
- 一市民として、市長選、市議選、白紙委任している訳ではない。当選してしまえば、お気楽に無責任な発言をしている議員達も実際に見受けられる。市にとって大事なことをそんな議員達に決められたくない。住民投票は市民の最後のとりでと思う。
- ・ 結論ありきの懇談会なのではと思ってしまう。懇談会形式では充分な議論ができない。懇談会の形式は、単なる意見表明にすぎない。今後問題が提起されるかもしれないが、コスト/ベネフィット(費用対効果)が低い。それよりも市民討議会で市民同士の議論ができれば市民参加といえる。自治基本条例は不要なのでは? 過去にも条例がなく、議会/市政運営している。ここ最近議会軽視の傾向がある。現状では市民参加と程遠い。実態がかい離している。行政中心の市政である。分断を生む/不要であると思う。制度破たんしいていると思います。時代遅れの制度は不要です。
- ・ 市民(住民) 討議会制度の出現により、重要争点を対象にした住民投票条例の寿命はつきた

と思います。特に投票に伴う高額な費用(1件5000万円位かと)がかかる。争点の周知が困難等の特性もあり、至急、市民討議会の採用をはかるべきである。

- ・ 第1回と比べて、マイクはききやすくなったが、リモート参加の先生の発言が聞きにくいことがあった。調整してくださるとよかった。
- ・ 武蔵野市にとって、住民投票条例がなくても困らない。アンケートで充分じゃないか?と聞いていて改めて思いました。市民の声を聞くのはアンケートで聞きとりして、議会でアジェンダとして上げればいいのでは?と思います。この懇談会も市の予算がついてますよね? そちらに予算をかけるよりも、もっと市内の事業でやることがあるのではと思います。
- ・ 資料1の9P、2 戦後地方制度と住民自治の拡充の中の「選挙権・被選挙権」について、1940年代、大日本帝国時代に、旧植民地の朝鮮、台湾出身者にも、当時の限定(男性のみ、一定の納税者)付だが、選挙権があったこと、その選挙権が失われたことを明記しておくべきだと思った。今後の投票権との関係においても重要と思う。
- 有識者の方々は政治的信条はさることながら、今のところ真摯に議論されていることは分かりました。

問題は、事務局の姿勢です。

7月25日に事務局へ提出した座長宛て申入書を添付します。

私たちは、日本国憲法に定められた国民の権利を守り、地方自治法第2条14項に定められた「最小の経費で最大の効果を挙げる」という理念を重んずる立場から、武蔵野市当局が制定を目指す住民投票制度の再検討を求める住民団体(代表を始め、事務局メンバーは全て武蔵野市民です)であり、令和3年12月の市議会に「住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情」〔陳受3第19〕を提出しました。

この陳情には約5000筆の署名(その7割ほどが武蔵野市の住民による)が付され、市議会本会議において採択されたにもかかわらず、懇談会の第1回目に配布された〔資料2〕17頁には同陳情に対する言及があるものの、その内容および総務委員会における審査過程が添付されておりません。

さらに、陳情採択後に弊会は自治基本条例第19条の削除も視野に入れた要望書を二度にわたって提出し、『産経新聞』(令和4年1月16日)でも報じられています。令和4年6月に市議会が示した方針は、この要望書に対する回答としての性質を有していますが、同じく〔資料2〕には上記の要望書が含まれておりません。また、令和3年12月13日に行われた市議会総務委員会における陳述では、陳情に盛り込まかった論点についても言及しましたが、この内容は市議会の議事録に収録されておらず、当然のことながら〔資料2〕には未収録です。これらの陳情・陳述や要望書には住民投票制度を巡る種々の論点が含まれていますが、その中には〔資料2〕25頁に示された「考え方の整理が必要な論点」(事務局案)から漏れているものもあり、住民投票制度の確立に向けて多面的に議論を行うのであれば、これら一連の経緯も検討の材料とすべきでありましょう。また、総務委員会で如何なる陳情審議がなされたかも検証すべきと存じます。

また、市当局は「有識者懇談会での議論をもとに、今後市民等との熟議・熟慮を通して検討を進め」るという方針を示していますが、住民参加という観点からすれば、まずは住民の意

見に耳を傾けた上で有識者の助言を仰ぐべきではないでしょうか。有識者の皆様におかれて も、懇談会における議論が住民からの疑念を封殺するために利用されるとの風評を受けるこ とは本意でないと存じます。かかる疑念を払拭するためにも、懇談会として住民の声を広く 聴取する機会を設けるべきと思料します。

つきましては、以下の点に関し、要望致します。

記

- 1. 第1回の有識者懇談会で配布された〔資料 2〕の補足として、①弊会が市議会に提出して採択された陳情〔陳受 3 第 19〕に市議会事務局が受理した署名数を付したもの、②陳情を審査した総務委員会の議事録を配布するよう、事務局に求めること。
- 2. 同じく〔資料 2〕の補足として、①陳情採択後に弊会が市議会議長に提出した要望書、② 要望書の扱いを巡る議会運営委員会の議事録を配布するよう、事務局に求めること。
- 3. 住民投票制度に関する住民の幅広い意見を聴取するため、①設置要綱 5 条 2 項に基づく 参考人の招致、②懇談会メンバーが住民と意見を交換する場の設置を実現するよう、事務局 に求めること。
- 事務局の説明が早すぎる、委員の音声が聞きづらかった。アンケートの意見質問を意識して、これに一定程度答えるような進行をお願いします。
- ・ 制度の目的は何か。地域住民の自治にとってより良いシステムをどう組むか。その為に最終 決定権を持つ者としての市民の範囲と、住民自治の範囲をどう考えるのか。有識者委員方に はしっかりとした見識を披露いただきたい。

2022 年9月にウクライナ東部4州でロシアへの帰属を巡り「住民投票」が実施され領土併合の根拠にされたのは周知の事実。ロシア国籍を二重にウクライナ住民に取得促進し投票資格者としていた。

武蔵野市では3ヵ月以上居住の外国人留学生や技能実習生を投票権者とした住民投票条例 案が2021年12月に否決されたがこの時の条例検討委員は全員市役所幹部職員。市民の権利 利益を保護する為の制度を本当の住民の意見を聞かずに、公権力たる市の機関の公務員が勝 手に暴走した結果が前回の無茶苦茶な条例案。そのおかげで治安も酷く悪化し傷害事件も起 きた。

フランスや川口市での暴動や、隣国からの領海領空侵犯頻発の現状を踏まえて、地域住民の 安全安心な生活を守る責任ある行政を二元代表制の下でお願いしたい。

- 「地方自治法7条1項における市町村の廃置分合」は、自治基本条例19条1項にわざわざ条文化せずとも市町村合併特例法に、公選法上の有権者による直接請求や住民投票の定めがある。しかるに前回の条例案は投票権者に外国人留学生や技能実習生を加えており、既存法の投票権者との間で明らかな不整合を生じていて驚くばかりであった。
 - 武蔵野市の19条1項は既存法との法的整合性を考えれば、投票権者は公選法上の有権者の一択であって、これを違えるのであれば、正当かつ明確な論拠を挙げて理由を書面提示し地域住民に対する説明責任を果たしてほしい。
- ・ 資料 2「住民投票制度に関する直接請求一覧」を見る限り殆ど全ての請求事項は、条例の制定 に関する事項。条例の制定又は改廃の請求についての直接請求は、周知の通り地方自治法 74

条に定めがあり、この為だけに新たな条例制定の必要性は全く考えられない。既存法において対応可能なので、前回の住民投票条例案 4 条 2 項(2)でも対象外としている。既存法で対応すべきことを別に条例で定めては混乱の元であり、しっかり法的整合性は確保していただきたいが、武蔵野市は今回検討している住民投票制度において何を意図しているのか具体的な直接請求事例を資料で提示していただきたい。その事が住民投票制度の議論の出発点だと思う。少なくとも自治基本条例の発議者たる市長は、直接請求事例が幾つか念頭にあっての発議であったと考えられる。市民にわかりやすく情報共有を願う。

・ "武蔵野市らしさ"という曖昧な物言いは制度設計の段階では控えていただきたい。地元住 民が傍聴する目の前で専門分野にない主観的な発言は民意を逆撫でします。

現在の武蔵野市政の問題点は行政運営の公正の確保と透明性。度重なる不透明な随意契約や補助金不正受給等が起き、住民陳情や住民監査請求、住民訴訟があっても内部監査や内部統制に問題があるのか改善されない。今回の住民投票制度検討でも前回条例案提出時の住民陳情について共有化をしようとしない。事務局の公務員の方が口頭で拒否されたとも仄聞しますが、それが事実なら公権力に携わる公務員として行政手続法や本市行政手続条例の本旨に悖る姿勢だし、第三者の利益を害する事情や、拒否する正当な理由があるなら、書面で地元住民に共有していただきたいと感じていたところ。住民投票制度検討の前に、行政手続法や条例に照らして市の機関の公務員として、住民の権利利益を侵害せず保護するよう誠実な職務遂行をお願いしたい。有識者懇談会も前回条例案の制定過程における住民の陳情を見ないで十分な問題の把握ができるとは思えないし、事務局も都合の悪いことを裁量で隠蔽しているように見られてプラスは何もないと思う。"武蔵野市らしさ"という発言をする委員も、前回の条例案が否決に至る混乱の状況を知っているのだから、陳情の内容についても重要情報なのだから、地元の委員として情報共有を図ってほしい。より良い制度検討の論点整理に向けて、市事務局にも有識者委員にもお願いしたい。

資料 1 P7 の今後の議論の進め方について。次回以降、「投票資格者」について論点整理を行う際には、それぞれの専門分野領域に加えて、常任理事国ロシアによるウクライナ軍事侵攻以後の大きく変化した国際情勢、特に台湾有事の場合の影響も考慮に入れた論点整理をお願いします。

事実関係として押さえていただきたいのは、中国の国防動員法、国家情報法の存在。国防動員法は中国国民の方のうち、男性 18-60歳、女性 18-55歳の方々は有事の際には中国国防に服する法的義務を有し、その法的義務は武蔵野市を含む我国に居住する方々にも適用されること。お断りしておきたいのは、この法的義務は個々の方々の意思に関わりなく当該国の法律によるものであり、特定の国の個々の方々を差別する問題とは全く次元が異なる問題だという点です。国民及び全ての外国籍住民の安全を担い、国民保護法第3条における地方公共団体の責務を担う武蔵野市として考慮願います。

武蔵野市の外国籍住民のうち34%あまりが中国籍の住民であり、多文化共生を図り全ての 人々の人権を保護する事が大切であることに変わりはない一方で、台湾有事の際の市域の安 全、治安の維持を図る責務を想定して武蔵野市国民保護計画も策定されていると思います。 台湾有事の可能性の大小は人により様々ですが、我国の統治機構の一部である武蔵野市域内 行政を担う自治体として想定においた行政が求められるのは当然のことであるとは思いますが、論点整理に漏れのないように市事務局並びに有識者委員にはお願いいたします。

今後の議論の進め方だが、「対象事項」と「投票資格者」はバラバラで分けて議論しては意味がない。セットで議論した方が良いとの意見が7月4日第1回懇談会でも出ていた。成立要件や署名数や手続上の論点は、「対象事項」と「投票資格者」の論点整理の後。資料1P7の事務局ペーパーは修正が必要です。今回も「市民の範囲」と「自治の範囲」をしっかり整理して、住民投票とは何かの整理をまず行うべきとの趣旨の委員発言があった。最終決定権を持つ「市民の範囲」は「投票資格者」と、「自治の範囲」は「対象事項」に直接繋がる論点。

P7 検討の順序は

- (1)住民投票の「対象事項」と「制度の目的」 ※既存法では対処できないものを具体列挙。個別設置型ではなく常設型でなくてはならない論拠、理由はここで明らかにして制度設計構築を行う。
- (2)住民投票の「投票資格者」※公選法に準拠しない場合には、差異とその合理的かつ明確な理由の提示が必要。
- (3) 成立要件、署名数 ※憲法、地方自治法上の既存制度との差異とその合理的かつ明確な理由の提示が必要。
- (4) 投票運動 ※公選法に準拠しない場合は差異とその合理的かつ明確な理由を明示。前回条例案は外国人テロリストの戸別訪問をも容認しかねない案であり今回は要注意。
- (5) 住民投票の手続に関するその他論点。

以上、ただでさえ吉祥寺駅前の市有地売払いとその後の外国資本の影響のもとでの東部地区 周辺開発に地元住民の不安が存在している状況です。

ウクライナ東部4州に類似した混乱の糸口に武蔵野市の条例がなり治安悪化を招くなど将来 に禍根を残すことのない論点整理をお願いします。

- ・ 毎回、市の事務局がこれだけの資料を作るのを見ると、これだけ作って「論点整理」だけで 済むとは到底思えず、その勢いは、2021年に市民無作為アンケートを作って送りつけた時と 同じような一方的な熱意で、強烈な押し付け感しかありません。だからでしょうか、有識者 の方の歯切れも悪く、あまりにも本質に迫れない議論でした。そして、なぜこれを、まず市 民に聞かせないのですか。有識者だけでなく、市民の意見も聞いて欲しいです。
- ・ 日本の地方自治体の立法プロセスにおいては、直接選挙によって民主的正統性を付与された 首長が、実質的に、議会の議案の発案権と議会アジェンダを支配しています。

自治基本条例の懇談会における常設型住民投票の議論においては、市長自ら住民投票を提案 することは不可という点で合意形成がなされましたが、それは、そのような日本の地方自治 体における2元制代表デモクラシーの現実に立脚した判断であったと理解できるかと存じ ます。

なお、懇談会においては、議会の側が、市長が提出した条例案の審議の過程で「条例案が可 決されたのち、すみやかに住民投票にかける」という修正案を提起することができるか否か という点について、議論はなされませんでした。当時、同時並行で行われていた議会基本条 例の策定作業において、そのような議論がなされたか否か、事務局の皆様に、確認していた だけないでしょうか?

・ 全体として、的確な事務局の説明と委員の率直な意見表明により、興味深い懇談会であるとの印象を持ちましたが、当日配布された前回の傍聴者アンケートの中に、特定の委員の発言を捉えて、「嘘だ、謝罪しろ、辞任しろ」などという感想が出されていたことは残念に思いました。私自身は、この発言自体必ずしも虚偽というようなものではないと考えていますが、今回の懇談会は、実情に詳しくない委員も含め、多少的外れであっても、ご自分の知見を自由闊達にお話しいただき、それを今後の条例作成作業に役立てていこうというものであるはずですから、委員に自分の発言を制限するようなプレッシャーをかけることは厳に慎むべきだと考えます。

今回の懇談会のみならず、これから、市と市民も、市民同士でも色々な議論を交わしながら、 武蔵野市にとって何が一番望ましいのかを考えていくことになるわけですから、あまり入口 のところでトゲトゲしくなるのは止めにしたいものだと切に願います。

※文字及び文章はできる限りアンケートに記入されていた原文のまま記載しています。また、 委員名については削除しています。